

盛岡地方振興局長告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195条）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成21年4月16日から平成21年5月19日まで関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
鹿妻穴堰土地改良区（盛岡市）	鹿妻穴堰	当該決定に係る土地改良事業計画の写し	盛岡市役所、矢巾町役場及び紫波町役場